

2月 し尿収集作業日程表

月日	曜日	区 域	月日	曜日	区 域
2月1日	水	青木町六～九丁目	16日	木	田戸町三・四丁目
2日	木	青木町二～五丁目	17日	金	田戸町五～七丁目
3日	金	春日町一～七丁目	18日	土	
4日	土		19日	日	
5日	日		20日	月	本郷町
6日	月	湯山町、神明町、沢渡町	21日	火	呉竹町二～六丁目
7日	火		22日	水	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
8日	水	稗田町一～五丁目	23日	木	屋敷町四～七丁目
9日	木	稗田町五六丁目、二池町一～三丁目	24日	金	向山町一～六丁目
10日	金		25日	土	
11日	土		26日	日	
12日	日		27日	月	向山町六丁目、小池町
13日	月	二池町四～六丁目	28日	火	小池町、新田町、八幡町
14日	火	碧海町二～五丁目	29日	水	論地町、清水町
15日	水	芳川町、田戸町二・三丁目			

2月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。
作業は、天候などの理由で2

2月のし尿収集

し尿

3日前後することがあります。
申込先（収集業者）
高浜衛生株

問合せ先
〒521-0516

〒521-1111（内線263）
圃市民生活グループ

その他

消費生活モニター

県では、消費者をとりまくさまざまな問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

モニターの主な仕事

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・通報
- ②調査、アンケートの回答（年3回程度）
- ③生活必需品などの需給・価格調査（県が特に必要とした場合のみ）
- ④消費者行政に関する意見・要望の提出
- ⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供
- ⑥研修会（年1回の予定）への出席

応募資格

- ①県内にお住まいの満20歳以上の方（公務員、公職選挙法による公職者は除く）
- ②県が平成24年4月下旬～5月上旬に開催する研修会に出席できる方（開催日時・会場

求 人 情 報

—12月15日現在—

事業内容 求人番号	事業所 所在地	職種	年齢(歳)	賃金(円)	就業時間
ソフトウェア 23110-19269111	小池町	C A D オペレーター	59以下	146,000～ 288,000	8:30～17:30
自動車附属品製造 23110-19273011	清水町	検査・軽作業	39以下	124,800～ 199,680	8:00～17:00
陶磁器製品製造 23110-19183511	清水町	一般事務・ 出荷業務	39以下	143,000～ 198,000	8:00～17:00
管 工 事 23110-19190211	沢渡町	事務(積算)	59以下	250,000～ 350,000	8:00～17:30
塗 装 工 事 23110-19192411	青木町	シーリング 職 人	不問	200,000～ 350,000	8:00～17:00

※広報発行時点で充足・取消となっている場合がありますので、ご注意ください。
問合せ先 刈谷公共職業安定所 ☎21-5001

は、応募用紙・県ホームページで確認ください。
シで確認してください。
任期 依頼した日から平成25年3月31日(日)まで
謝礼 年額4,500円以内(予定)
募集期間 1月13日(金)～2月16日(木)(消印有効)
応募方法 市役所、県民生活プ

申込・問合せ先

※応募用紙は県ホームページにも掲載します。
西三河県民生活プラザ
☎0564-27-0800